

自治基本条例 他市町村比較表 参加と協働

龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)	春日部市(埼玉県)
<p>第5章 参加</p> <p>(参加の促進) 第18条 執行機関は、市民が自主的及び主体的にまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。</p> <p>(参加の方法) 第19条 執行機関は、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加することができるよう努めるとともに、説明会、懇談会等の開催、附属機関の委員募集、パブリックコメント等による意見聴取等を目的に応じた適切な方法により行うものとする。</p> <p>(意見への対応) 第20条 執行機関は、市民の参加によって市民から提出された意見について、当該意見に対する市の考え方及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>(附属機関への参加) 第21条 執行機関は、市民の意見を市政に反映させるため、審査会、審議会、調査会その他の附属機関の構成員には、原則として、公募の市民を加えるものとする。</p> <p>(住民投票) 第22条 市長は、市政の重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定める。</p> <p>3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	<p>第6章 村政運営</p> <p>(協働して行う村政運営) 第22条 村は、村政に関する計画や政策の着想段階から村民の参画を促進し、村民と協働して村政運営を行います。</p> <p>2 村は、村民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係を構築します。</p>	<p>第2節 町民参加</p> <p>(町民参加) 第8条 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本とします。</p> <p>2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとします。</p> <p>3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けるものではありません。</p> <p>(町民意見の公募) 第9条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、その政策、計画等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表するものとします。ただし、緊急性を要するものについては、この限りではありません。</p> <p>(町民活動) 第10条 町民は、自ら行う活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。</p> <p>2 町は、前項の町民活動団体の役割と活動を尊重します。</p>	<p>第6章 参加及び協働</p> <p>第1節 参加</p> <p>(参加の推進) 第23条 町は、町民が町政に参加できる多様な機会を提供し、参加の推進に努めなければならない。</p> <p>(パブリックコメント手続) 第24条 執行機関は、重要な条例の制定又は改廃及び計画の策定又は改定等に当たっては、事前にその案を公表して町民から意見を募るパブリックコメント手続を実施しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、パブリックコメント手続によって提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を町民に公表しなければならない。</p> <p>3 前2項に関して必要な事項については、別に定める。</p> <p>(意見、要望、苦情等への対応) 第25条 執行機関は、町政について町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、町民の権利利益を保護するために、町民の町政に対する不服等の申出について、迅速かつ適正に処理及び救済を図るための措置を講ずるものとする。</p> <p>(附属機関等の委員の選任) 第26条 執行機関は、附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の委員を選任する場合は、特に法令等に定めのあるときを除き、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。</p> <p>2 附属機関等の委員の選任に関し、委員の在任期間、重複委嘱の基準等、必要な事項については、別に定める。</p> <p>(住民投票) 第27条 町長は、町政に関して特に重要な案件が生じた場合、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 町は、前項の規定に基づき実施した住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	<p>第2節 協働</p> <p>(協働の推進) 第28条 町は、町民との協働の推進に当たり、町民の自主性及び自律性を損なわないよう配慮しつつ、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p> <p>(自治会・町内会等の活動の支援) 第29条 町は、自主的に設置・運営され、地域に密着した活動を展開している自治会・町内会等を、地域におけるまちづくりの担い手として位置付け、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p> <p>(公益的活動の支援) 第30条 町は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする町民活動団体を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p> <p>第3節 協働 第27条 市民、議会及び執行機関は、地域や市民生活における課題の解決に向けて、それぞれの自発的な意思と合意に基づいて協働します。</p> <p>2 市民、議会及び執行機関は、協働に当たって、企画立案の段階から十分な協議を行います。</p> <p>3 執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、市民及びコミュニティ組織の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対する支援を行います。</p>